

日本橋学館大学

平成 24 年度 再評価報告書

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、日本橋学館大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 22(2010)年度の認証評価において、基準 5「教員」については、設置基準で定める専任教員数を満たしていないことから、適切な教学管理が行われているとはいえ、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

しかしながら、この基準については、3 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判定を保留とした。

平成 24(2012)年度に基準 5 について、平成 22(2010)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員の採用・昇任の方針については、「教員選考規程」や「教員人事に関わる内規」などによって明確にされている。「助教の任用資格の基準」は、設置基準に従って、「学士」から「修士」に改正された。また、「昇任人事の選考基準」を改正し、昇任に関する条件がより明確にされた。

専任教員の授業時間数については、過重でない範囲に収まっている。また、教員の研究活動を支援するため、「教員の個人研究費及び学会出張旅費に関する規程」及び「共同研究規程」などが整備され、研究費などは適切に配分されている。

教員の教育研究活動を活性化するための取組みとしては、「FD 推進センター」のもとに、「FD に関わる講演会」「学生による授業に関するアンケート」及び「授業公開」などを実

施している。

平成 22(2010)年度の認証評価時には、設置基準上必要な専任教員数 36 人に対して 3 人が不足していた。その後、平成 23(2011)年度に入学定員を削減したため、現在、設置基準上必要な専任教員数は 32 人となる。平成 24(2012)年 9 月現在、専任教員数 35 人が配置され、教授数についても設置基準上必要な数を満たしているため、教育課程を遂行するために必要な教員数について改善されたことが確認できた。

